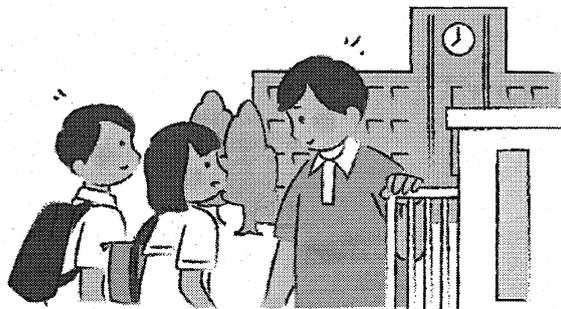


教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブックについて

概要

被害からの回復には、子ども・若者が多くの時間を過ごす学校等の教育活動現場が、安全で安心な場所と感じられるよう、教育活動現場内での対応が特に重要となります。



本ハンドブックでは、いじめ・非行や、被害が特に潜在化しやすい性被害等、様々な犯罪被害にあった被害児童生徒に必要な心のケア、被害からの回復過程、教育活動現場における被害児童生徒への対応手順や留意点について記載しています。

学校等においては、警察や児童相談所などの専門機関と連携しながら、被害児童生徒の気持ちを尊重し、本人の意思を十分に考慮し、被害児童生徒を第一にご対応いただきたいです。

対応のポイント

- 児童生徒から被害を打ち明けられたら、「記憶の汚染」(72 ページ) や「二次被害」(38 ページ) に注意しながら、児童生徒の使った言葉をそのまま記録し、「あなたは悪くない」と伝える。
- 被害を認知したら、疑いの段階で重く受け止め、一人の教職員等に負担がかかりすぎないように、児童生徒担当、保護者担当、関係機関担当等役割を分担しながら組織対応する。
- 特に、初めに性被害を打ち明けられた教職員等の聴取方法が、性被害を立証できるか否かに大きく影響するため、詳しく聞きすぎず、専門機関における司法面接(73 ページ)につなげる。

問い合わせ先

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部
くらし安全交通課横浜駐在事務所
電話：045-312-1121 (内線 3431)



本ハンドブックの最新版データ等、詳細は県ホームページをご参照ください。